

一般社団法人 福岡市耐震推進協議会 定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 福岡市耐震推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 福岡県福岡市 に置く。

第二章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、迫りくる警固断層地震から市民の生命と財産を守るために、福岡市と連携し、市民・研究者・損害保険会社・耐震建材メーカー等、あらゆる分野の人々と力を合わせ、木造一戸建て住宅の耐震化の推進を目的とする。

2 前項の目的を達成するために、次の活動および事業を行う。

(1) 耐震相談・耐震診断・耐震補強計画

(2) 優良な耐震補強工事会社の斡旋

(3) 前号による工事会社が施工する耐震化工事の施工途中および施工後の点検・評価

(4) 耐震化の普及・啓蒙のための活動

(5) その他、前項の目的を達成するための一切の活動および事業

3 この法人の活動エリアは、主に福岡市とする。ただし、その他周辺都市(大野城市・太宰府市・春日市・糟屋郡・那珂川町・前原市・古賀市など)も可能な範囲で対応する。

(部会の設置)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、必要に応じて部会を設置することができる。

(情報公開)

第5条 会員が施工した耐震補強工事については、耐震補強工法の技術的内容、施工中・後の点検・評価、建主の感想やクレームの内容(建主の了解の範囲内)、クレームへの対応状況などの情報を公開する。

第三章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人または団体であって、事業の規定によりこの法人の会員となったものをもって構成し、次の2種とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動に関わる事業者

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を賛助する個人または事業者

定 款

一般社団法人 福岡市耐震推進協議会

2 前項の会員のうち、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得および団体として会員になる者の届出等)

第7条 この協議会の正会員または賛助会員になろうとする者は、法人が別に定める入会申込書により申請し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員となったときおよび毎年、会員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 この法人から退会しようとする会員は、法人が別に定める退会届出書により届け出なければならない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款およびその他規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 第8条の支払い義務を6箇月以上履行しなかったとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(供出金品の不返還)

第11条 既納の入会金・会費およびその他の拠出金品は、理由の如何に関わらず返還しない。

第四章 役員

(役員の種類および定数)

第12条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 当法人を代表する理事として、代表理事1名、副代表理事1名を置く。

(役員を選任等)

第13条 理事および監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事および副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事および監事は、1つの会員である1つの団体から複数名を出すことができない。
- 4 理事および監事は、必要に応じて会員外から選任することもできる。

(役員職務権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令およびこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副代表理事は、代表理事に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 4 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第15条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。なお、再任を妨げない

- 2 補欠として選任された理事および監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。
- 3 理事または監事は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第16条 理事または監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第17条 理事および監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第五章 理事会

(構成)

第18条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第19条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事・副代表理事の選定および解職

(招集)

第20条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。

(決議)

第21条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

3 理事会は、以下の事項について決議する。

- (1) 会員総会の決議した事項の執行に関する事項
- (2) 会員総会に付すべき事項
- (3) その他会員総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(議事録)

第22条 理事会の決議については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 会員総会

(構成)

第23条 会員総会は、通常会員総会および臨時会員総会とする。

- 2 会員総会は、すべての正会員をもって構成し、法人法上の社員総会とする。
- 3 賛助会員は、会員総会に出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第24条 会員総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画および収支予算ならびにその変更の承認
- (3) 事業報告および収支報告(貸借対照表および損益計算書・付属明細書)の承認
- (4) 役員を選任および解任
- (5) 役員報酬等の額
- (6) 入会金および年会費・工事紹介料の額
- (7) 事務局の組織および運営
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第25条 会員総会は、毎年度10月に通常会員総会を招集するほか、必要がある場合に臨時会員総会を招集する。

(招集手続)

第26条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、共同して代表理事に対し、会員総会の目的である事項および招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。
- 3 監事または顧問は、代表理事に対し、会員総会の目的である事項および招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。
- 4 会員総会は、その会員総会の日の7日前までに、正会員に対し、会議の目的たる事項、日時および場所を記載した文書等を発して招集する。

(議長)

第27条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たり、代表理事に事故があるときは、副代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第28条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1票とする。

(決議)

第29条 会員総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前条の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。監事または監事の候補者の合計数が第13条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第30条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(議決権の委任等)

第31条 第29条に規定する議決権を有する会員は、他の会員へ議決権を委任し、または書面により議決権の行使をすることができる。

第七章 資産および会計

(基本財産)

第32条 別表の財産は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律」(以下「認定法」という。)第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会および会員総会の承認を要する。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業計画および収支予算)

第34条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第35条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常会員総会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款・会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 会計監査報告書
- (3) 理事および監事の名簿
- (4) 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

(公益目的取得財産残額の算定)

第36条 代表理事は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則」第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第5号の書類に記載するものとする。

第八章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金および残余財産の帰属)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この法人が解散により清算するときは、その有する残余財産は、会員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第九章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告の方法によって行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告の方法によって公告できないときは、その間、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によって行う。

第十章 雑則

(細則)

第42条 この規約の施行について必要な細則は、代表理事がこれを定め、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年8月31日までとする。
- 2 設立時役員については、以下のとおりとする。

設立時代表理事 福岡市城南区

白水 秀一

設立時副代表理事 福岡市中央区

前田 修

設立時理事 福岡市南区

原田 信一

設立時理事 福岡市南区

藤 光喜

設立時監事 福岡市西区

矢野 一也

3 設立時社員の名称および住所は、次のとおりである。

株式会社 住環境工房らしんばん	福岡市中央区今川二丁目3番3号
株式会社 ダイニチ	福岡市中央区大手門三丁目14番23号
清興建設 株式会社	福岡市南区桧原七丁目40番5号
株式会社 藤建設	福岡市南区井尻五丁目8番5号
株式会社 マリナホーム	福岡市西区小戸一丁目21番22号

4 その他定めのない事項については、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 福岡市耐震推進協議会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年7月28日

設立時社員 福岡市中央区今川二丁目3番3号
株式会社 住環境工房らしんばん
代表取締役 白水 秀一

設立時社員 福岡市中央区大手門三丁目14番23号
株式会社 ダイニチ
代表取締役 川口 賢司

設立時社員 福岡市南区桧原七丁目40番5号
清興建設 株式会社
代表取締役 原田 信一

設立時社員 福岡市南区井尻五丁目8番5号
株式会社 藤建設
代表取締役 藤 光喜

設立時社員 福岡市西区小戸一丁目21番22号
株式会社 マリナホーム
代表取締役 矢野 一也

*上記定款を公開するため、役員個人の住所を一部削除しています。